

施設基準により院内掲示する手術の件数

医科点数表第2章第10部手術の通則5及び6に掲げる手術の実施件数

(令和7年1月～令和7年12月実績)

(1) 区分1に分類される手術

手術の件数

		手術の件数
ア	頭蓋内腫瘍摘出術等	
イ	黄斑下手術等	
ウ	鼓室形成手術等	
エ	肺悪性腫瘍手術等	
オ	経皮的カテーテル心筋焼灼術	

(2) 区分2に分類される手術

ア	靭帯断裂形成手術等	
イ	水頭症手術等	
ウ	鼻副鼻腔悪性腫瘍手術等	
エ	尿道形成手術等	
オ	角膜移植術等	
カ	肝切除術等	
キ	子宮付属器悪性腫瘍手術等	

(3) 区分3に分類される手術

ア	上顎骨形成術等	
イ	上顎骨悪性腫瘍手術等	
ウ	バセドウ甲状腺全摘(亜全摘)術 (両葉)	
エ	母指化手術等	
オ	内反足手術等	
カ	食道切除再建術等	
キ	同種死体腎移植術等	

(4) 区分4に分類される手術

胸腔鏡及び腹腔鏡を用いる手術	10件
----------------	-----

(5) その他の区分に分類される手術

人工関節置換術	
乳児外科施設基準対象手術	
ペースメーカー移植術及びペースメーカー交換術 (電池交換を含む)	
冠動脈・大動脈バイパス移植術及び体外循環を要する手術	
経皮的冠動脈形成術、経皮的冠動脈粥腫切除術及び 経皮的冠動脈ステント留置術	